

## 自然環境保全協定

(環境局自然保護課)

### 1 協定締結の目的

静岡県自然環境保全条例に基づく「自然環境保全協定」の締結は、同条例第 4 条に規定された県及び事業者の責務を両者が果たすことを相互に約束するために行うものである。

知事は、自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、一定規模以上の開発行為を行おうとする者と、自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を、条例によって求められている。

協定書には、自然環境保全計画書を添付し、開発事業者はその履行に努めなければならない。

### 2 対象となる行為

以下の①かつ②

① 宅地の造成/ゴルフ場の建設/レクリエーション施設用地の造成/墓地の造成/工場用地の造成/鉱物の掘採又は土石の採取/これらの他、土地の形質の変更を伴う行為であって自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為

② 5 ha 以上の開発行為。

(※知事が特に必要があると認めるときは、1 ha 以上の開発行為も対象。)

※主として静岡県レッドリスト掲載種のうち絶滅危惧Ⅱ類以上の生息・生育が確認された場合

### 3 協定締結の手続

①事前相談

②現地調査・協議

③協議書（協定書、自然環境保全計画書ほか）提出

④協定締結の通知

⑤協定の締結

⑥工事着手

### 4 条例の効力

条例第24条は「知事は・・・その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者と、協定を締結するものとする」とされており、県から開発行為者に対して協定締結を求めるものである。自然環境の保全は開発行為者が努めるべきものであるが、その内容を明文化した上、その履行を約束してもらうため協定を締結する。

協定が締結された場合、知事は履行の確保について開発行為者に対して「助言」、「勧告」、「公表」という必要な措置を講じる。

(参考)

## 静岡県自然環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)その他の自然環境の保全を目的とする法令とあいまつて、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県等の責務)

第4条 県、市町、事業者及び県民は、静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号)第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(自然環境保全協定等)

第24条 知事は、自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域、第10条第2項各号に掲げる区域その他規則で定める区域以外の区域において、宅地の造成・・・その他規則で定める開発行為であつて、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者と、自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。ただし、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、この限りでない。

## 静岡県自然環境保全条例施行規則

(自然環境保全協定の締結の対象となる開発行為)

第30条 条例24条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) レクリエーション施設用地の造成
- (2) 墓地の造成
- (3) 工場用地の造成
- (4) 鉱物の掘採又は土石の採取
- (5) 前各号に掲げるもののほか、土地の形質の変更を伴う行為であつて自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為

(開発行為の規模)

第31条 条例24条第1項の規則で定める規模は、5ヘクタールとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、1ヘクタールとする。